

「中央卸売市場再整備基本方針実施支援業務」委託仕様書

1 業務名

中央卸売市場再整備基本方針実施支援業務

2 事業期間

契約締結日から令和9年3月26日(金)まで

3 事業目的

沖縄県中央卸売市場は県内の生鮮食料品の円滑な流通を確保する拠点及び生産者の出荷先として第一次産業を支える重要な役割を担っている。

コールドチェーン化の推進、衛生管理の高度化を含め、近年の流通環境の変化に対応した機能強化に取り組むとともに、再整備を含めた老朽化に伴う各種対策に取り組んでいくため令和元年度から令和5年度に各種調査を実施した。

また、令和6年度には再整備の検討に協力いただける対話事業者を募集、2者を選定し、令和7年度に再整備手法の検討のため、対話事業者や市場関係者との意見交換を行った。

本業務は、対話事業者の提案も踏まえ、再整備に関する市場関係者意見の集約、合意形成を図りつつ、事業方式等を決定し再整備基本方針として取りまとめるとともに、再整備の実現に向け、想定される課題の解決策検討を支援することを目的とする。

4 委託業務内容

中央卸売市場の再整備の実現に向け、必要な情報の収集、課題の整理、方針の検討を行うとともに、これまでの調査や対話事業者との対話結果、市場関係者の意向等も踏まえつつ、再整備の方向性について再整備基本方針として整理する。

(1) 概算事業費、使用料負担の算出（～R8.8月頃）

再整備の事業方式の検討に向け、概算事業費の試算を行うとともに、対話事業者が提出する事業計画との比較検証を行い、概算事業費を精査する。また、中央卸売市場特別会計の収支について試算を行い、市場関係者の使用料負担水準について検討する。

- 主な業務内容：ア 参考となる事例調査、試算にあたっての考え方の整理
イ 概算事業費の算出（解体撤去、施設整備、維持管理、修繕費など）
ウ 活用可能な補助金の検討、補助対象経費の試算
エ 使用料負担額の試算
オ 他県事例の使用料負担水準の情報収集（5例以上） など

(2) 事業範囲、事業方式、事業期間等の検討（～R8.12月頃）

対話事業者から令和8年度に提出される事業計画や市場関係者意見も参考とし、定性・定量の両観点から、事業範囲、事業方式、事業期間、余剰地の取扱等の比較検討を行う。

- 主な業務内容：ア 事業範囲の検討（開設者整備範囲、維持管理業務の扱い等）
イ 事業方式の検討（リース方式、PFI方式、従来方式等）
ウ 事業期間の検討

- エ 有力な事業方式の簡易 VFM の実施（従来工法含め3方式程度）
- オ 上記検討に必要な情報収集、論点整理（仮移転の有無） など

（3）対話事業者と県の調整に対する支援

対話事業者から提出される事業計画や報告書が、事業範囲、事業方式の検討や市場関係者との議論に活用できるよう、その内容について対話事業者と必要な調整を行うとともに、県と対話事業者との調整が円滑に進むよう支援する。

- 主な業務内容：ア 対話事業者が報告書を作成するために必要な情報の提供
- イ 対話事業者と県との対話の補助
- ウ 対話事業者の事業計画案の内容確認
- エ 対話事業者が提出する報告書の内容調整、精査 など

（4）市場の活性化に向けた具体策の検討

再整備後の市場での取扱量増加や市場活性化に向け市場関係者を中心とした具体的な議論が進むよう必要な支援を行う。

- 主な業務内容：ア 具体的な対策案の検討
- イ 市場関係者との意見交換
- ウ 市場関係者の合意形成に向けた支援
- エ 未来のワッター市場ゆんたく会議の開催（2回程度）
- オ 専門家による市場関係者への助言 など

（5）再整備基本方針の策定

これまでの調査・検討、対話事業者からの提案等を踏まえ、市場関係者の合意形成を図りつつ、再整備範囲、事業方式、必要な施設の規模や機能等について検討を進め、再整備の方向性を示す再整備基本方針を策定する。

- 主な業務内容：ア 記載内容の検討
- イ 市場関係者意見の聴取
- ウ 有識者意見の聴取
- エ 沖縄県中央卸売市場運営協議会の開催支援 など

（6）経営戦略の見直し

令和3年3月に策定した「沖縄県中央卸売市場事業経営戦略」について、再整備基本方針との整合をとりつつ、中間見直しを行う。

- 主な業務内容：ア 記載内容の検討
- イ 中央卸売市場との調整
- ウ 沖縄県中央卸売市場事業経営戦略協議会の開催支援 など

（7）その他

上記業務に加え、再整備の実現に向けた課題の抽出、対応策の検討、情報収集を行う。

- 主な業務内容：ア 再整備の実現に向け、課題となる事項への対応策の検討
- イ 他県卸売市場再整備に関する情報収集（5例以上）

ウ 繰入金に関する他市場の情報収集（5例以上） など

5 打合せ及び記録等

受託者は、本業務の履行に際し発注者と打合せを行い、これに必要な資料は、原則として受託者の責任と費用において作成する。

打合せは、本業務の契約締結後に行う初回の打合せを除き、月に1回程度を目安として定例的に行う他、発注者又は受注者において臨時に行う必要があると判断した場合、発注者又は受注者からの要請に基づき、適宜実施するものとする。

① 打合せにおける受託者の役割等について

打合せは受託者において、日程調整、会場の確保、調整事項の設定、記録書の作成を行うこと。

また、受託者はその内容を記録した記録書の写しを打合せ後1週間以内に発注者へ提出し、確認を受ける他、本業務完了時においては、全ての打合せ記録書を成果品の一部として提出するものとする。

なお、打合せ記録書の程度は、議事要旨程度を見込み、録音の書き起こしを要するような、発言者及び発言内容を逐一記録した内容を求めるものではない。

② 打合せの内容について

打合せ内容については以下の項目を基本としつつ、必要に応じ、委託者及び受託者が追加設定することとする。

- 1) 本業務の進捗報告
- 2) 今後のスケジュール
- 3) 直近の調整事項
- 4) その他必要事項

6 成果物

印刷物及び電子ファイルで納入することとし、概要編、本編の2部構成からなる中央卸売市場再整備基本方針策定支援業務報告書（以下「報告書」という。）を作成すること。

報告書の体裁等は、以下の（1）から（5）までのとおりとすること。

- （1）版型は、A4版左綴じ、両面印刷を基本とする。
- （2）印刷は、ワープロ等で鮮明なものとし、カラー印刷も可能とする。
- （3）概要編は10頁程度で構成し、取組の概要を簡潔にまとめること。また、取組の様子等がわかるよう、文章だけでなく、写真や図等も含めること。
- （4）本編の体裁及び分量は自由とするが、写真や図等で分量を多く割くことは控えること。
- （5）電子ファイルについては、以下の①及び②の両方の形式で保存するものとする。なお、提出に当たっては、全ての電子ファイルを1枚の媒体（CD、DVD等）に集約すること。

① Microsoft Word、Excel、Power Point で編集可能なファイル形式

② PDF形式(Adobe Readerにて閲覧可能な形式)

（6）報告物に関する留意事項

報告物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意す

ること。

- ① 本事業で実施した調査等に係るデータについては、オープンデータを前提として極力構造化することとし、CSV ファイル（文字コード：UTF-8（BOM 無し））も提出すること。（図・表等の集計前のデータを含む。）
- ② PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
- ③ 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。

7 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、29,690,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）の範囲内で見積もること（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 消耗品費
- ⑤ 印刷製本費
- ⑥ 再委託費
- ⑦ 一般管理費（「人件費＋直接経費－再委託」の 10%以内）
- ⑧ 消費税

その他

（本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に本県が必要と認める経費）

※それぞれ、単価、回数、人数等積算内容が分かるようにすること。

8 成果物の提出期限及び提出場所

- (1) 期限 令和9年3月26日(金)
- (2) 場所 沖縄県農林水産部 流通・加工推進課
- (3) 部数
 - ① 委託業務完了報告書（1部）
 - ② 報告書：製本（5部）及び電子ファイル（一式）
 - ③ 精算報告書（1部）

9 沖縄県 Web サイトへの掲載

県は、本報告書の一部または全部をホームページに掲載できるものとする。受託者は、この点を念頭において報告書を作成するとともに、報告書内に転載資料がある場合には、必要に応じて転載資料の著作権者の承諾を得る等の作業を行うこと。なお、転載資料の著作権者の承諾を得ることが出来ない場合には、Web サイトへの掲載用に、当該資料を除いたバージョンの電子ファイルを作成するものとする。

10 著作権等

本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て委託者である県に帰属するものとする。

11 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

受託者は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の50%を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

(2) 再委託の承認

契約の一部を第三者に再委託しようとするときは、あらかじめ書面による再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告し、県の承認を得なければならない。ただし、次の簡易な業務については事前の承認を要さない。

- ① 資料の収集・整理・複写・印刷・製本
- ② 原稿・データの入力及び集計
- ③ 現地調査、聞き取り等

(3) 再委託の相手方の制限

本事業に係る企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者を再委託の相手方とすることはできない。

12 個人情報の取扱いについて

- (1) 委託業者は、本業務委託に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この委託が終了、または解除されたあとにおいても同様とする。
- (2) 委託業者は、本委託業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 委託業者は、本委託業務に関して知り得た個人情報を委託契約の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

13 その他

- (1) 受託者は、業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) 実施内容等について、必要に応じて中間報告を提出すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項、又は虚偽が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。

14 留意事項

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与または閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、議事録や検討委員会資料作成等、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) 本事業の実施に当たっては、適宜、県との協議を踏まえ実施する。